

団体名	南部水道企業団
会計名	水道事業会計

② 実質公債費比率

該当なし

類型	
----	--

(i) 推移表

(単位: %)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	計画最終年度 (平成23年度)	計画前年度 (平成18年度)
計画目標値(A)						
実績値(B)						
乖離値(C) (A-B)						
乖離率(D) (C/A)						

(ii) 要因分析

(単位: 百万円、%)

係数項目	平成21年度				やむを得ない事情	採用係数
	計画目標値(A)	実績値(B)	乖離値(A-B)	乖離要因		
地方債の元利償還金						
準元利償還金						
地方債の元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源						
普通地方交付税の額の基準財政需要額に算入された地方債の元利償還金						
標準財政規模						
単年度実質公債費比率					単年度再算定比率	

係数項目	平成22年度				やむを得ない事情	採用係数
	計画目標値(A)	実績値(B)	乖離値(A-B)	乖離要因		
地方債の元利償還金						
準元利償還金						
地方債の元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源						
普通地方交付税の額の基準財政需要額に算入された地方債の元利償還金						
標準財政規模						
単年度実質公債費比率					単年度再算定比率	

係数項目	平成23年度				やむを得ない事情	採用係数
	計画目標値(A)	実績値(B)	乖離値(A-B)	乖離要因		
地方債の元利償還金						
準元利償還金						
地方債の元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源						
普通地方交付税の額の基準財政需要額に算入された地方債の元利償還金						
標準財政規模						
単年度実質公債費比率					単年度再算定比率	
実質公債費比率					再算定比率	

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：水道事業特別会計

事業名	末端給水事業（上水道事業）		
事業開始年月日	昭和37年12月1日	地方公営企業法の適用・非適用	<input checked="" type="checkbox"/> 適用 <input type="checkbox"/> 非適用
団体名*	南部水道企業団	職員数*（H19. 4. 1現在）	30
構成団体名	南風原町・八重瀬町・南城市大里		

- 注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。
 2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	98.82（H18）	公営企業債現在高（百万円）	2850
累積欠損金（百万円）	0	利益剰余金又は積立金（百万円）	112
不良債務（百万円）	0	財政力指数*	0.43（H.18）
資金不足比率（%）		実質公債費比率*（%）	12.19（H.19）
		経常収支比率*（%）	89.29（H.18）

- 注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。
 なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 該当なし
[合併期日：平成〇年〇月〇日 合併前市町村：]

- 注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。
 2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。
 3 にレを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	南部水道企業団財政健全化計画
計画期間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	水道事業管理者 企業長 儀保 博康
既存計画との関係	平成25年度までの財政健全化計画
公表の方法等	広報紙、ホームページによる公表
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・水道水の安定供給と施設の耐震化 ・水質管理体制の強化 ・民間的経営手法の導入による経営の効率化 ・定員管理の適正化

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

1 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額		176	164	340
	補償金免除額		39	29	68
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額		16	42	58

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所にて予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	上水道事業債	153,728	176,097	163,994	493,819
合 計 (A)		153,728	176,097	163,994	493,819
※上記のうち 一般会計負担分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		153,728	176,097	163,994	493,819

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
※上記のうち 一般会計負担分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	上水道事業債	50,388	15,726	41,773	107,887
合 計 (A)		50,388	15,726	41,773	107,887
※上記のうち 一般会計負担分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		50,388	15,726	41,773	107,887

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
2 必要に応じて行を追加して記入すること。

II 財務状況の分析

区 分	内 容																		
財務上の特徴	<p>水道事業規模の目安となる給水人口は、72,400人で平成17年度より379人増となっているが、配水量は前年度比1.46%の落ち込みとなっている。この傾向は、長引く景気の低迷や節水型機器の普及、雨水利用への切替が影響していると思われ、水の売れない状況は今後も続くと予測される。このような状況のなか、給水区域では依然としてインフラ（国・県の主要幹線道路）整備が急ピッチで行われており、道路工事に伴う水道管の移設工事費に内部留保資金を充当し対処しているが、留保資金の目減りは今後の更新事業へ大きく影響してくると思われる。経営分析では、営業収支比率の低下が水が売れないが維持費用が減少しないことを、企業債償還金対減価償却額比率が依然として高いことが企業債への依存度が高い経営体質を、企業債元金償還金対料金収入比率、企業債利息対料金収入比率が依然として低下しないことが、経営体質が改善されていないことを示している。</p>																		
経営課題	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">課 題 ①</td> <td>定員管理の適正化、合理化</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p>条例定数32名に対し、現在29名の職員体制である。不足3名枠及び今後の勸奨定年退職者については、原則補充しない方針である。今後も勸奨定年退職者による不補充を継続する方針である。</p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">課 題 ②</td> <td>工事コストの縮減</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p>今後の拡張事業は、区画整理地内での敷設工事がメインとなることから、道路工事と工事区間・時期・施工区分の整合性を図ることで費用の縮減を図る。</p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">課 題 ③</td> <td>水道施設等の効率的な維持管理システムの導入</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p>水道施設の老朽化に伴い、今後維持管理費の増大が見込まれることを踏まえ、中長期的な視点に立って、施設の効率的な維持管理、更新と投資の適正化、平準化を図り、施設の統廃合による施設稼働率の向上と維持管理費用の縮減を図る必要がある。</p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">課 題 ④</td> <td>入札制度改革</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p>指名競争入札においては、1件あたりの指名業者数を増やし、設計価格の事前公表を行うことで、競争効果を高め経費縮減を図る。</p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">課 題 ⑤</td> <td></td> </tr> </table>	課 題 ①	定員管理の適正化、合理化	<p>条例定数32名に対し、現在29名の職員体制である。不足3名枠及び今後の勸奨定年退職者については、原則補充しない方針である。今後も勸奨定年退職者による不補充を継続する方針である。</p>		課 題 ②	工事コストの縮減	<p>今後の拡張事業は、区画整理地内での敷設工事がメインとなることから、道路工事と工事区間・時期・施工区分の整合性を図ることで費用の縮減を図る。</p>		課 題 ③	水道施設等の効率的な維持管理システムの導入	<p>水道施設の老朽化に伴い、今後維持管理費の増大が見込まれることを踏まえ、中長期的な視点に立って、施設の効率的な維持管理、更新と投資の適正化、平準化を図り、施設の統廃合による施設稼働率の向上と維持管理費用の縮減を図る必要がある。</p>		課 題 ④	入札制度改革	<p>指名競争入札においては、1件あたりの指名業者数を増やし、設計価格の事前公表を行うことで、競争効果を高め経費縮減を図る。</p>		課 題 ⑤	
課 題 ①	定員管理の適正化、合理化																		
<p>条例定数32名に対し、現在29名の職員体制である。不足3名枠及び今後の勸奨定年退職者については、原則補充しない方針である。今後も勸奨定年退職者による不補充を継続する方針である。</p>																			
課 題 ②	工事コストの縮減																		
<p>今後の拡張事業は、区画整理地内での敷設工事がメインとなることから、道路工事と工事区間・時期・施工区分の整合性を図ることで費用の縮減を図る。</p>																			
課 題 ③	水道施設等の効率的な維持管理システムの導入																		
<p>水道施設の老朽化に伴い、今後維持管理費の増大が見込まれることを踏まえ、中長期的な視点に立って、施設の効率的な維持管理、更新と投資の適正化、平準化を図り、施設の統廃合による施設稼働率の向上と維持管理費用の縮減を図る必要がある。</p>																			
課 題 ④	入札制度改革																		
<p>指名競争入札においては、1件あたりの指名業者数を増やし、設計価格の事前公表を行うことで、競争効果を高め経費縮減を図る。</p>																			
課 題 ⑤																			
留意事項																			

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

(単位:百万円,%)

区分	年度	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	平成19年度 (計画初年度) (決算)	平成20年度 (計画第2年度) (決算)	平成21年度 (計画第3年度) (決算)	平成22年度 (計画第4年度) (決算)	平成23年度 (計画第5年度) (決算)	
資本的収入	1. 企業出資金	72			229	131	148	138	300	113		
	2. 他会計補助金											
	3. 他会計負担金	1	3	1	2	13	276	57	7	10	3	
	4. 他会計借入金											
	5. 国(都道府県)補助金	72	114	152	171	131	148	122	100	230	38	
	6. 固定資産売却代金				39		3	142	2			
	7. 工事負担金	10	8	10	17	16	13	10	13	15	15	
	8. その他							646				
	9. 計	155	125	163	458	291	588	1,115	422	368	56	
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の 財源充当額				35			97					
(B)												
純計 (A)-(B) (C)	155	125	163	423	291	491	1,115	422	368	56		
資本的支出	1. 建設改良費	203	278	448	382	390	564	354	709	504	137	
	うち職員給与											
	2. 企業債償還金	122	134	153	249	164	374	930	77	78	85	
	3. 他会計長期借入返還金											
	4. 他会計への支出金											
5. その他	3											
計	325	415	601	631	554	938	1,284	786	582	222		
(D)-(C) (E)	170	290	438	208	263	447	169	364	214	166		
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	1. 損益勘定留保資金	161	284	426	199	54	357	118	163	124	75	
	2. 利益剰余金処分額					164	85	50	77	78	85	
	3. 繰越工事資金					35			97			
	4. その他	9	6	12	9	10	5	1	27	12	6	
計	170	290	438	208	263	447	169	364	214	166		
(F)-(E) (F)												
補てん財源不足額 (E)-(F)												
企業債	積立金	60	124		176	65			23	64	50	
	現在高											
	業債現在高	3,190	3,056	2,903	2,865	2,850	2,624	1,831	2,054	2,089	2,004	
うち建設改良費・準建設改良費に係るもの	3,190	3,056	2,903	2,865	2,850	2,624	1,831	2,054	2,089	2,004		
うちその他のに係るもの												

(2) 他会計繰入金

区分	年度	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	平成19年度 (計画初年度) (決算)	平成20年度 (計画第2年度) (決算)	平成21年度 (計画第3年度) (決算)	平成22年度 (計画第4年度) (決算)	平成23年度 (計画第5年度) (決算)
収益的収入	うち支分	13	2	9	10	25	21	3	17	22	15
	うち基準内繰入金	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	うち基準外繰入金	11		7	8	23	19	1	15	20	13
	うち料金収入に計上すべき繰入等										
うち赤字補てんのなもの											
資本的収入	うち支分	1	3	1	2	13	276	57	7	10	2
	うち基準内繰入金	1	3	1	2	8	4	2	2	4	1
	うち基準外繰入金					5	272	55	5	6	1
	うち赤字補てんのなもの										

(単位:百万円)

(3) 経営指標等

(単位: %)

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	平成19年度 (計画初年度) (決算)	平成20年度 (計画第2年度) (決算)	平成21年度 (計画第3年度) (決算)	平成22年度 (計画第4年度) (決算)	平成23年度 (計画第5年度) (決算)
資金不足比率										
料金回収率※	99	103	101	102	100	101	106	106	103	104
総収支比率(法適用)	100	104	103	103	103	104	107	108	106	107
経常収支比率(法適用)	100	104	103	103	103	104	107	108	106	107
営業収支比率(法適用)	109	113	112	111	110	110	113	112	110	111
累積欠損金比率(法適用)										
収益的収支比率(法非適用)										
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用)										
収益的収入分	1	0	1	1	1	0	0	0	0	0
うち基準内繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち基準外繰入金	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0
うち料金収入に計上すべき繰入等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち赤字補てんのなもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資本的収入分	1	2	0	1	4	0	0	0	0	0
うち基準内繰入金	1	2	0	1	2	0	0	0	0	0
うち基準外繰入金	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0
うち赤字補てんのなもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

- (1) 資金不足比率 (%)
 - ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100
 - イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100
 - (2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100
 - (3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100
 - (4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100
 - (5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100
 - (6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100
 - (7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益－受託工事収益) × 100
 - (8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100
- 2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記載すること。
- (1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法
 - ・料金回収率 (%) = 供給単価 / 給水原価 × 100
 - ※1 供給単価 (円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)
 - ※2 給水原価 (円/m³) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)
 - 但し、簡易水道事業については下記によるものとする。
 - ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみに))) / 年間総有収水量
 - イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量
- (2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法
 - ・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たったの考え方 (前提条件)
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	<p>料金設定は、低所得者への配慮や節水意識を促す為、基本料金は均一とし、超過料金については使用量が多くなるほど料金単価も高くなるいわゆる通増制を採用し、また一般的に多い家事用、営業用などの用途料金はもうけていない。未収金対策には、以前から積極的に取り組んでおり平成18年度末現在過年度分の未収金は、わずか305,845円である。今後の収益の見通しについては、大きな社会的変動がなければ平成23年度までは、いまの料金水準を維持することが、可能である。</p>
2 他会計繰入金の見込み	<p>消火栓維持管理費のみを、計上する。</p>
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	<p>平成20年4月より南城市大里地区は、南城市の給水区域に変更になるので当地域の水道施設を、有償で譲渡する。</p>
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	<p>平成20年4月から南城市大里地区を、除外して収益及び費用を計上する。</p>

- 注 1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定 (前提条件) について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。
 2 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減	
○ 地方公務員の職員数の純減の状況	職員定員32名で現在29名である。今後、アウトソーシングなどを積極的に推進し、計画的定数を減らす方針である。
○ 給与のあり方	
◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	II財政状況の分析課題1の内容に同じ。地域手当はありません。
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	技能労務職員に相当する職種はありません。
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方	勤続20年以上の勲奨退職者には特別昇給制度がある。勲奨退職優遇処置を講ずることで職員定数適正化を早期に実現し経費の縮減を図る目的で当分の間継続する方針である。勲奨退職者によって、適正な職員数となった時点で、制度維持の目的がうしなわれるので、その時点で廃止する予定。
◇ 福利厚生事業のあり方	負担割合見直しに向けて調整中。
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等 民間委託の推進やPFIの活用等	
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	物件費については、3%～5%を1年～2年で達成し、5年以内に7%削減を目標とする。
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	水道事業の事務に関する一部業務については、すでに民間委託を実施している。今後は、料金窓口部門にまで委託化の範囲を広げ、さらに、技術的部門も委託化の方針である。

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保	
○ 料金水準が著しく低い団体にあっては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入	
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開	広報紙、ホームページにて一部公開しているが、今後さらに詳しく公開する方針である。
○ 行政評価の導入	構成団体での導入に合わせて、実施する方針。
5 その他	なし

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

注2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

注3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 線上償還に伴う経営改革促進効果
1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の削減や人件費の総額の削減	定員管理の適正化、合理化計画により現在の29人を6人削減し、23人まで削減する。定年退職者による減少で平成25年で23人となるが、職員採用を今後6年間見送ると職員構成の空洞化を招くので、3減1増の採用を行い平成29年までに23人を達成する。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	繰り越し欠損金は、なし。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	一般会計からの基準外繰入金は、水道管の移設補償費以外の収入はありません。
4 その他	

注1 上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものに記入すること。
注2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下(1)から(5)までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。
(各事業共通留意事項)

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費(人件費、物件費、維持補修費等)に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化(例：職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等)することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目(資産売却益、工事コスト縮減等)については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、Ⅳの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費(退職手当以外の職員給与費)その他改善額を計上することが可能なものの合計(「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれ別の合計)を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するものを重複計上することのないよう留意すること。
8. 「(参考) 補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額(補償金免除(見込)額)であり、Ⅰの「5 線上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「線上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上その他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示(留意事項)に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果(つづき)

2 年度別目標等

(1) 水道事業

① 年度別目標

(単位:百万円、%)

課題	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画前年度) (決算)	平成20年度 (計画前2年度) (決算)	平成21年度 (計画前3年度) (決算)	平成22年度 (計画前4年度) (決算)	平成23年度 (計画前5年度) (決算)	計画合計
【収入の確保】												
料金改定率	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
改善額(料金の適正化)※1	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
未収金の回収対策	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
改善額	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
一般会計負担金の額												
改善額(負担金の確保等)	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
資産の有効活用	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
改善額(収入増額)	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
その他(手当等)	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
改善額	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
【経費の削減】												
職員給与費の適正化	243	231	234	227	227		226	180	181	177	175	175
改善額	△1	12	△3	7	0	15	1	47	46	50	52	196
給与水率	136	132	133	129	127		127	100	99	101	99	99
改善額	2	4	△1	4	2	11	0	27	28	26	28	109
その他(手当等)	107	99	101	98	100		99	80	82	76	76	76
改善額	△3	8	△2	3	△2	4	1	20	18	24	24	87
職員給与(退職手当)	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
職員数(人)	30	31	30	30	30		30	23	24	24	24	24
増減数(人)	1	△1	1	0	0	1	0	7	8	6	6	25
維持管理費等	204	167	177	170	175		171	174	171	167	163	163
改善額(適正化)	30	37	△10	7	5	69	4	1	4	8	12	29
工事コスト※2	16	11	9	22	30		46	19	25	14	30	30
改善額(縮減額)	10	6	2	△13	△18	△13	△16	11	5	16	16	16
その他()	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
改善額	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
累積欠損金比率												
増減												
企業債現在高	3,190	3,056	2,903	2,865	2,850		2,624	1,831	2,054	2,089	2,004	2,004
増減					2,129							
計画前5年間改善額 合計						71						241
改善額 合計												68
(参考) 補償金免除額												

注1 「課題」欄については、「1」また「課題」と取組み及び目標の「課題」欄の番号を記入すること。
 注2 「改善額(料金の適正化)」については「料金改定に伴う料金増減額」を記入すること。
 注3 「工事コスト」については、「工事」の目標値に準じて工事費削減の増減(建設費削減)を除く。)を記入すること。
 注4 改善額の算出方法については、「N」の当該施策に依る「具体的内容」欄に併せて記入すること。また、累計規模により必要に応じて記入すること。また、累計規模により必要に応じて記入すること。また、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(虚構計上等)がないよう留意すること。

② 経営状況

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	平成19年度 (計画前年度) (決算)	平成20年度 (計画前2年度) (決算)	平成21年度 (計画前3年度) (決算)	平成22年度 (計画前4年度) (決算)	平成23年度 (計画前5年度) (決算)
給水人口 (千人)	71	71	72	72	72	73	61	62	63	64
年間総有収水量 (千m ³)	8,115	8,151	8,018	8,207	8,070	8,115	6,921	6,789	6,752	6,874
公称総能力 (m ³ /日)	28,514	28,913	28,580	28,948	30,740	31,093	26,826	24,229	24,229	25,725
1日最大配水量 (m ³ /日)	28,194	28,913	26,849	27,173	29,334	25,877	21,856	21,733	21,876	24,610
最大稼働率 (%)	99	100	94	94	95	83	81	90	90	96
供給単価 (円/m ³)	208	207	206	207	205	205	204	203	202	201
給水原価 (円/m ³)	211	201	203	205	205	202	193	192	196	193

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。